**ＩＲ推進会議開催要綱**

（目的）

第1条　大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区にＩＲ（統合型リゾート）を誘致するにあたり、大阪IRの推進に関して幅広く協議、検討するため、ＩＲ推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条　会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

（１）大阪ＩＲ基本構想の推進に関すること

（２）ＩＲ立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること

（３）国の制度設計への働きかけに関すること

（４）ＩＲに関する府民理解の促進に関すること

（５）その他、ＩＲ立地に関して必要と認められること

（組織）

第3条　会議は、府知事（以下「知事」という。）が委嘱する委員及び府市の関係部局長その他関係行政機関の職員（以下「関係部局長等」という。）をもって構成する。

（座長）

第４条　会議の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くこととし、知事が指名する委員をもってあてる。

２　座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条 会議は、府が招集する。

２　関係部局長等は、会議の内容に応じて出席するものとする。

３　府は、必要に応じて第３条に規定する者以外の者に対して出席を求めることができる。

（部会）

第６条　専門的分野について検討する必要がある場合等、必要に応じて部会を開催することができる。

（謝礼及び費用弁償）

第7条　第3条に規定する委員及び第5条第３項に規定する者（以下「委員等」という。）の謝礼の額は、日額9,800円とする。

２　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（守秘義務）

第８条　委員等は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（開催期間）

第９条　会議は、第１条の目的を達成するまでの間、開催する。

（庶務）

第1０条　会議の庶務は、ＩＲ推進局が行う。

（その他）

第1１条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附　則

この要綱は、平成２９年２月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月５日から施行する。